

関原発 第618号
2021年 3月 5日

原子力規制委員会 殿

大阪市北区中之島3丁目6番16号
関西電力株式会社
執行役社長 森本 孝

高浜発電所第3号機蒸気発生器伝熱管補修工事に係る
使用前確認申請書の記載内容変更について

2020年10月15日付け関原発第349号で申請（2020年11月4日付け関原発第382号及び2020年12月22日付け関原発第498号で申請書の記載内容変更）しました高浜発電所第3号機蒸気発生器伝熱管補修工事に係る使用前確認申請書の記載内容を、別紙のとおり変更しましたので、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第15条第3項の規定により提出いたします。

1. 使用前確認申請書

高浜発電所第3号機

使用前確認申請書番号

関原発第349号(2020年10月15日)

以下、使用前確認申請書の変更の内容を説明する書類番号

関原発第382号(2020年11月4日)

関原発第498号(2020年12月22日)

2. 変更の内容及び変更の理由

2.1 使用前確認申請書

(変更前)

2020年12月22日付け関原発第498号の申請書記載事項

使用前確認を受けようとする 使用前事業者検査に係る工事 の工程、期日及び場所	工事の工程 工事完了時の検査(表7) 期日 <u>未定</u> 場所 高浜発電所
	工事の工程 品質マネジメントシステムに係る検査(表9) 期日 自 2020年12月24日 至 <u>未定</u> 場所 高浜発電所
申請に係る発電用原子炉施設 の使用の開始の予定時期	<u>未定</u>

(下線は変更部分)

(変更後)

使用前確認を受けようとする 使用前事業者検査に係る工事 の工程、期日及び場所	工事の工程 工事完了時の検査(表7) 期日 <u>2021年4月5日</u> 場所 高浜発電所
	工事の工程 品質マネジメントシステムに係る検査(表9) 期日 自 2020年12月24日 至 <u>2021年4月5日</u> 場所 高浜発電所
申請に係る発電用原子炉施設 の使用の開始の予定時期	<u>2021年4月5日</u>

(下線は変更部分)

- 2. 2 添付資料－1 工事の工程に関する説明書
添付資料のとおり
- 2. 3 添付資料－2 工事の工程における放射線管理に関する説明書
変更なし
- 2. 4 添付資料－3 施設管理の重要度が高い系統、施設又は機器に
関する説明書
変更なし

変更理由

検査工程の確定に伴い、「使用前確認を受けようとする使用前事業者検査に係る工事の工程、期日及び場所」の期日及び「申請に係る発電用原子炉施設の使用の開始の予定時期」を変更する。

<添付資料>

「工事の工程に関する説明書」変更前後比較

(変更前)

2020年12月22日付け関原発第498号の申請書記載事項

(添付資料-1)

工事の工程に関する説明書

年月 項目	2020年		未定
	11月	12月	
蒸気発生器伝熱管補修工事	↔ 使用前事業者検査 (表1) ↕ 使用前事業者検査 (表5)		▼ 定格熱出力運転 <hr style="border: 1px solid black;"/>
		↔ 使用前事業者検査 (表6)	↔ 使用前事業者検査 (表7) ↔ 使用前事業者検査 (表9)

(変更後)

(添付資料-1)

工事の工程に関する説明書

年月 項目	2020年		2021年	
	11月	12月	3月	4月
蒸気発生器伝熱管補修工事	↔ 使用前事業者検査 (表1) ↕ 使用前事業者検査 (表5)		▼ 定格熱出力運転 <hr style="border: 1px solid black;"/>	
		↔ 使用前事業者検査 (表6)	↔ 使用前事業者検査 (表7)	↔ 使用前事業者検査 (表9)